

副本

平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 広島県

答 弁 書

平成29年8月29日

庄原簡易裁判所 御中

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀5番5号(1階)

福永宏・福永孝 法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 福 永 孝

電 話 082-228-7791

FAX 082-228-7596



被告指定代理人

広島県警察本部 和 田 敏



木 村 功



小 坂 泰 典



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求原因に対する答弁

- 1 請求原因1について

請求原因1の1行目から4行目までは不知。

同5行目から7行目は条文の番号・タイトル、判例の要約としては認める。

- 2 同2について

第1文は認め、第2文は、警察官調書上の「嚴重に処罰を求める」旨の記載が告訴の意思表示となり得る場合があることは一般論としては認めるが、後記のとおり、本件において同記載が被告の違法を基礎づける事情となることは否認する。

- 3 同3について

否認する。庄原警察署は合理的期間内に必要な捜査を行い、平成29年6月9日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである(乙1)(被疑者は逮捕されておらず、8月22日時点においても捜査中である。)

- 4 同4について

原告が、平成29年5月26日に乙2号証の1の告訴状と甲1号証の診断書を庄原警察署に持参したことは認め、その余は否認する。後記のとおり、原告は告訴状を提出しておらず、庄原警察署も告訴状の受領を拒絶したことはない。

- 5 同5について

不知。

- 6 同6について

否認ないし争う。

- 7 その他

「★刑事訴訟法第 242 条」欄の記載と「★国家賠償法第 1 条」欄の記載内容自体は認めるが、被告（庄原警察署）は刑事訴訟法 242 条に違反していないし、被告（庄原警察署）には国家賠償法上の違法も存在しない。

「◎判例」の欄の記載は、最判昭和 22 年 1 月 24 日刑集 1 巻 1 号 21 頁の事案において妥当することは認めるが、後記のとおり本件とは事案が異なっており、本件においては庄原警察署への告訴状の提出があったとは認められない。

第 3 被告の主張

- 1 原告は、確かに、平成 29 年 5 月 2 日、庄原警察署に対し、近所に居住する × × 氏から居住地に不法に侵入され、暴行を受け傷害を負った旨の申告を行った。

これを受け、庄原警察署は、捜査を開始し（傷害罪は親告罪ではない）、前記のとおり、平成 29 年 6 月 9 日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである（乙 1）。すなわち、本件は警察に対する告訴状が正式に受理されているわけではないが、捜査は適切に開始されていたものである。

- 2 このような状況の中で、原告は、平成 29 年 5 月 26 日、乙 2 号証の 1 の告訴状と甲 1 号証の診断書を庄原警察署に持参し、捜査状況について質問を行った。

これに対し、庄原警察署地域課長の古井康及び同課吉村一恵巡查部長は、原告に対し、被害届を受理しており、本件は親告罪ではないので刑事事件として事件処理し、捜査を行っていることを説明しつつ、診断書は受領し、告訴状についてはコピーを作成した上で意思確認を行ったところ、原告は以下のように述べた（乙 2 の 1、2、乙 3）。

- ① 乙 2 号証の 1 の告訴状は、私（原告）がこんなものを作れるということで作成したものだ。
- ② 乙 2 号証の 1 の告訴状のような書類はすぐに 20 枚でも 30 枚でも作成できる。
- ③ 今までにこんなことは何度もしてきた。

- ④ 警察がきちんと捜査してるようなので、告訴状は提出する気は無い。
- ⑤ コピーしてもらった告訴状は、いらないのであなたの参考書類としてください。
- ⑥ あなたの参考資料なので、コピーの方には「差し上げます。」と記載し、私
が持ってきた「刑事訴訟法告訴関連条文」もあなたの勉強のために差し上げ
ます。
- ⑦ 告訴状は、検察に送ってもらう必要はありません。

3(1) 原告が指摘する最判昭和22年11月24日刑集1巻1号21頁は「告訴は
検事又は司法警察官に對し犯罪事實を申告し犯人の處罰を求める意思を表示す
れば足るものである。然るに、昭和二十一年八月十三日附検事の被害者門屋哲
子にたいする聴取書に依れば、同女は検事にたいし論旨摘録の如く、相手の男
に對して嚴重に御處罰を願ひ度いと思ひますが告訴はしませんなる陳述をした
ことが明らかであつて、これに依れば被害者が検事に對し犯人の處罰を求める
意思を表示したものと解し得られるのみならず、原審第二回公判調書に依れば、
同女は證人として告訴と云ふ意味が處罰を望むと云ふ丈けのことであれば私が
警察や検事に對し述べた意味は告訴の趣旨であり、只私としては法律の事がよく
判らなかつた爲め告訴と云ふ意味が何か特別の訴のように思ひ私の立場上處
罰は望むが告訴しないと述べたに過ぎない旨の供述をしたことが明である。從
て原審が本件豫審請求の日である昭和二十一年八月十四日の前日たる同年同月
十三日被害者は検事に對し本件につき告訴を爲したものと認め、本案について
有罪の言渡をしたのは相當であつて、原判決には所論のような違法はない。」と
判示しており、親告罪である強姦未遂事件についての告訴の有無という重要な
争点について、被害者女性の処罰を求めつつ告訴はしないという法律上矛盾し
た内容の調書について、同被害者が公判廷で「訴と云ふ意味が何か特別の訴の
ように思ひ私の立場上處罰は望むが告訴しないと述べたに過ぎない旨の供述を
した」場合の上記調書の解釈として親告罪の告訴として認めるとした事案であ

る。

- (2) これに対して本件は、第1に、庄原警察署は、非親告罪である傷害罪について、原告主張の平成29年5月2日傷害罪の申告に対し、告訴状の提出はないがすぐに被害者調書を作るなど捜査を開始しており、原告に何ら不利益・損害は発生しておらず、本件は告訴状の受領を拒否して捜査をしなかったという事案とは全く異なる。すなわち、庄原警察署は被害者である原告の処罰を求める旨の調書に従って捜査を開始し、しかも傷害罪は非親告罪であるから、本件における庄原警察署の対応が前記最判昭和22年11月24日刑集1巻1号21頁の趣旨に反することはない。

なお、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されている以上、捜査は開始されているのであり、合理的な捜査を行って書類や証拠物を整えてから検察官に送致することはその時点で決定されているところ（刑事訴訟法246条「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」）、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月8日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が庄原警察署による送検の翌9日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、それは前日の庄原警察署による送検の事実を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかと推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みにすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。

第2に、平成29年5月26日に告訴状の提出があったのかという点についても、前記のとおり、同日原告は、「④警察がきちんと捜査してるようなので、告訴状は提出する気は無い。⑤コピーしてもらった告訴状は、いらないのであ

なたの参考書類としてください。⑥あなたの参考資料なので、コピーの方には「差し上げます。」と記載し、私が持ってきた「刑事訴訟法告訴関連条文」もあなたの勉強のために差し上げます。⑦告訴状は、検察に送ってもらう必要はありません。」旨述べたのであり、このことは乙2号証の1の告訴状に原告が手書きで「本告訴状は参考資料として提出します。」と書いていたものをさらに「本告訴状は参考資料として差し上げます。」と訂正していることにより客観的に証拠付けられている。これによれば、本件告訴状は正式に提出されたものではないことは明らかであり、従って庄原警察署による告訴状の受領拒絶も存在しないことになる。

- (3) 以上によれば、原告のいう庄原警察署による告訴状の受領拒絶は存在しないため、受領拒絶を前提とする原告の全ての主張が認められないことは明らかであるし、また、捜査は当初から適正に進展しており、原告には何ら不利益・損害は発生していないのであるから、本件国家賠償請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上